

平成 24 年度

第 3 回 大垣市公営企業等審議会議事録

(平成 24 年 8 月 27 日)

平成 24 年度第 3 回大垣市公営企業等審議会を、平成 24 年 8 月 27 日（月）
市役所 2 階第 1 会議室において開催した。

その次第は次のとおりである。

- 議題 ・ 水道事業の経営状況について
・ 下水道事業の経営状況について

本日の委員の出欠席者は次のとおりである。

出席委員	池永 輝之	高田 全代
	成瀬 重雄	廣瀬 雅信
	鈴木 一朗	大橋 晴實
	後藤 容子	長瀬 ちえ子
	牧野 英紀	北野 茂樹
	清水 純子	小林 知恵美

欠席委員	畑脇 禎央	森 由紀子
	小林 志壽子	

本日の大垣市公営企業等審議会の出席者は次のとおりである。

大垣市長	小川 敏
水道部長	山本 敏広
水道課長	原 善孝
下水道課長	坂部 典明
浄化センター所長	伊藤 一美
水道課技術対策官	伊藤 要一
水道課長補佐兼料金係長	加代 徹
下水道課長補佐兼計画係長	田中 明
水道課経理係長	戸田 祐治
水道課経理係	松原 寛典
水道課経理係	天野 智人

(開始時刻 午前 10 時 00 分)

事務局	おはようございます。 本日は、大変お暑い中、また、ご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 早速ですが、傍聴を希望の方がお見えになっております。許可してよろしいでしょうか。
会長	大垣市では、様々な審議会で市民の皆さま方の傍聴を受け入れるということで、毎回、傍聴希望を受けております。この審議会はプライバシーに関する事柄を審議する訳ではございませんので、今回も傍聴のご希望を受けたいと思います。 <傍聴者入室>
事務局	それでは、審議会の進行を池永会長にお願いいたします。
会長	おはようございます。皆さま方には、大変お暑い中、またお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今から大垣市公営企業等審議会を始めたいと思います。まず初めに、事務局から報告事項をお願いします。
事務局	はい。出席状況ですが、本日 3 名、畑脇委員さん、森委員さん、小林志壽子委員さんがご欠席で、15 名のうち 12 名の出席でございます。大垣市公営企業等審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定によります過半数に達しておりますことをご報告いたします。 また、会議録作成について、署名者が 2 名必要となりますので、会長から指名をお願いいたします。
会長	では、本日の会議録の署名者として、大橋委員さん、清水委員さん、両委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 本日の予定ですが、前回、お話しいたしましたとおり、市長へ答申を行う予定ですが、その前に、これまでの審議や、答申案について確認をしたいと思います。 まず、審議についてですが、事務局から報告をお願いします。

事務局	第1回目の審議会ですが、6月27日（水）9時30分から、市役所2階第1会議室で行いました。市長から諮問があり、その後、事務局から水道事業及び下水道事業の経営概要も含めて、説明させていただき、皆さまにご審議いただきました。 第2回目ですが、8月8日（水）10時から、浄化センター3階の会議室で開催させていただきました。浄化センターを視察いただき、事務局から経費節減についての説明をさせていただきました。その後、皆さまにご審議いただき、最後に答申案をお配りさせていただきました。以上でございます。
会長	ありがとうございました。では、次に答申案について、確認したいと思います。皆さまには、ご一読頂いているかと思いますが、事務局から答申案をお読みいただきたいと思います。
事務局	それでは、ご一読させていただきます。 このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。 水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する、市民生活に直結した重要事業である。当市では第5次変更認可に基づき事業が実施され、平成23年度末で普及率が97.0%、総収支比率は116.1%である様に、多様化する市民ニーズに対し、安定した経営状況が維持されている。 今後、水源地施設の改良整備や老朽管の更新を進めるにあたっては、引き続き安定した経営が維持できるよう、一層の効率化とサービス向上に努められたい。 下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除といった、安全・安心で快適な市民生活を確保する上で、なくてはならない都市基盤施設である。 大垣市全体の人口普及率は、平成23年度末で82.1%となり、概ね市街化区域の整備が完了し、引き続き市街化調整区域の整備に着手したところである。 今回、市当局から経営の概要報告とともに、下水道使用料の改定案について提示があった。

下水道使用料は、平成19年4月に22.7%の改定を行ったが、近年の節水意識の向上、節水機器の普及等により、下水道使用料収入は伸び悩みの傾向であるのに対し、施設修繕費等の維持管理費が増加している状況である。

厳しい経済状況の折ではあるが、今回提示された改訂案では、改定率が4.8%と極力抑えられ、基本料金を据え置き、使用量が少ない単身世帯や高齢者世帯、いわゆる低所得者層に配慮した案となっている。また、市当局が経費削減に努めていることを認め、妥当であると判断した。

さらに、井戸水を使用している場合の認定水量の見直しは、前回の改正から10年が経過し、節水意識の向上や節水機器の普及に伴い、使用実態と認定水量に乖離が認められるため、別紙のとおりの見直しは必要である。

改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は周知期間も考慮し平成25年4月1日とされたい。

いづれにしても、水道事業及び下水道事業は、市民生活の根幹を支えるもので、快適で機能的なまちづくりに欠かせない事業である。今後も、徹底した事務の合理化や経費の削減を図り、安定かつ健全な事業運営に努められることを強く切望する。

別紙でございますが、下水道使用料単価と認定水量の表をつけさせていただきます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。この答申案については、ご意見がありましたら、事務局まで連絡いただくよう、前回お願いしたところでございます。事務局に確認したところ、特にご意見がなかったようでございます。この答申案のとおり、市長へ答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし

会長

それでは、ご承認いただきましたので、答申案のとおり市長へ答申させていただきます。

事務局にお尋ねしますが、使用者の方々への周知方法は、どのよう

にされるのか説明していただけますか。

事務局

使用者の方々への周知方法について、ご説明申し上げます。この後、皆さまから市長へ答申いただきますと、下水道条例の改正を12月に議会へお諮りいたします。この条例改正を議決いただきますと、3か月の周知期間をおきまして、来年4月から新しい使用料を使用者の方々から頂くことになります。周知方法でございますが、市の広報やホームページにて、お知らせをさせていただきます。また、下水道を使用いただいている方には、検針員が隔月でお邪魔しておりますが、その際に新しい使用料を現行と比較できるような案内文を、お配りさせていただく予定でございます。

会長

分かりました。事務局から今ご説明いただいたような方法で、使用者への周知がすすめられるということでございます。

それでは、市長さんに答申したいと思います。事務局の方で準備があるようですので、しばらくお待ちいただきますよう、お願いいたします。

<再開>

会長

平成24年6月27日に小川市長からお受けしました諮問事項について、慎重に審議し、まとめましたので、答申いたします。

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する、市民生活に直結した重要事業である。当市では第5次変更認可に基づき事業が実施され、平成23年度末で普及率が97.0%、総収支比率は116.1%である様に、多様化する市民ニーズに対し、安定した経営状況が維持されている。

今後、水源地施設の改良整備や老朽管の更新を進めるにあたっては、引き続き安定した経営が維持できるよう、一層の効率化とサービス向上に努められたい。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除といった、安全・安心で快適な市民生活を確保する上で、なくてはならない都市基盤施設である。

大垣市全体の人口普及率は、平成23年度末で82.1%となり、概ね市街化区域の整備が完了し、引き続き市街化調整区域の整備に着手したところである。

今回、市当局から経営の概要報告とともに、下水道使用料の改定案について提示があった。

下水道使用料は、平成19年4月に22.7%の改定を行ったが、近年の節水意識の向上、節水機器の普及等により、下水道使用料収入は伸び悩みの傾向であるのに対し、施設修繕費等の維持管理費が増加している状況である。

厳しい経済状況の折ではあるが、今回提示された改訂案では、改定率が4.8%と極力抑えられ、基本料金を据え置き、使用量が少ない単身世帯や高齢者世帯、いわゆる低所得者層に配慮した案となっている。また、市当局が経費削減に努めていることを認め、妥当であると判断した。

さらに、井戸水を使用している場合の認定水量の見直しは、前回の改正から10年が経過し、節水意識の向上や節水機器の普及に伴い、使用実態と認定水量に乖離が認められるため、別紙のとおりの見直しは必要である。

改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は周知期間も考慮し平成25年4月1日とされたい。

いづれにしても、水道事業及び下水道事業は、市民生活の根幹を支えるもので、快適で機能的なまちづくりに欠かせない事業である。今後も、徹底した事務の合理化や経費の削減を図り、安定かつ健全な事業運営に努められることを強く切望する。

事務局

ここで、市長がお礼の言葉を申し上げます。

市長

みなさんおはようございます。

皆さま方には大変お忙しいところ、またお暑い中、3回に亘り、公営企業等審議会においてご審議いただき、誠にありがとうございます。

た。6月27日に水道事業及び下水道事業の安定した経営状況について諮問をさせていただき、その後、皆さま方のご審議を経て、ただいま、審議会の会長であります池永先生の方から答申書をいただきました。

水道事業は、市民生活に大変密着した大変重要な事業でございます。大垣市は良質で豊富な地下水がございまして、これを活用し供給しておりますので、大変お値打ちに、しかも水質の良い水を提供できているのではないかと考えております。水源地施設の改良整備でありますとか、老朽管の更新など計画的に進めて、引き続き安定した経営を進めていきたいと考えております。

また下水道事業におきましては、多くの市民の皆さまの生活、あるいは産業活動・経済活動に密接な関係がある使用料の改定につきまして、皆さま方に慎重かつ熱心にご審議を賜りました。今後は使用者の皆さま方に対しまして、周知期間を設けさせていただき、十分な説明を行うとともに、答申に沿った形で事業を進めていきたいと考えております。

委員の皆さま方には、今後とも市民生活の根幹をなす水道事業・下水道事業の経営安定に向けまして、お力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

会長 小川市長には、答申を受けていただき、また格別なお言葉を賜りました。今後は答申の具体化に向けて、さらに一層のご尽力をいただきますよう、お願い申し上げます。

事務局 ありがとうございました。市長には、次の予定がございまして、ここで退席させていただきます。委員の皆さまには、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会長 事務局の方から、何かよろしいですか。

事務局 会長をはじめ、委員の皆さま方には3回に亘り、大垣市公営企業等審議会にご尽力たまわり、誠にありがとうございました。皆さまから頂きました、貴重なご意見、ご提言を参考にさせていただき、今後の

更なる経営の効率化、市民サービスの向上に努めてまいる所存でございます。

本日までの皆さま方のご苦勞に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

会長

委員の皆さまには、6月から8月までに亘り、何かとご協力いただき、ありがとうございました。これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

<午前10時30分終了>

大垣市公営企業等審議会

議事録署名者

議事録署名者